

会議録
令和7年第3回更別村議会定例会
第4日 (令和7年9月17日)

◎議事日程（第4日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件
- 第 3 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件
- 第 4 意見書案第4号 道教委「これからの中高一貫校づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第5号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の件
- 第 6 村政に関する一般質問
- 第 7 議員の派遣の件
- 第 8 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	企画政策課参事	今野雅裕
産業課長	高橋祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥
建設水道課長	石川亮	保健福祉課長	新関保
診療所事務長	岡田昌展	教育委員会 教育次長	伊東秀行

学校給食センター所長 小林浩二

農業委員会
事務局長 川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴
書記 佐藤愛美

書記 村田弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 意見書案第2号

○議長 日程第2、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、太田さん。

○1番太田議員 地方財政の充実・強化に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

今、地方公共団体には少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化など極めて多岐にわたる役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応なども求められる中、地域公共サービスを担う人員は不足しており、職場における疲弊感は深刻化しています。

政府はこれまで骨太方針に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、増大する行政需要、また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。このため、2026年度政府予算及び地方財政の検討に当たっては現行の地方一般財源水準の確保より積極的に踏み出し、賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう以下の事項を求めるため、別紙意見書を安村議員、斎藤議員、尾立議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第3号

○議長 日程第3、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために教職員の給与の一部を国が負担する制度で、教育の機会均等を確保するためにも国の負担率を1／2へと復元することが重要であります。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには少人数学級の実現と教職員の超勤、多忙化解消は不可欠であります。

さらに、経済的な理由で進学、就学を断念する子どもの増加に対しては就学援助制度、奨学金制度を拡充するとともに、子どもたちの負担軽減のため学習指導要領の内容精選などを図る必要があります。

こうしたことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、実効性のある教職員の超勤、多忙化解消、30人以下学級の実現など、学校が豊かな学びの場となるべく、以下の事項について要請するため、別紙意見書を太田議員、斎藤議員、尾立議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものであります。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第4号

○議長 日程第4、意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

道教委は、2023年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を策定し、公立高等学校配置計画を進めてきました。毎年度中卒者数の減などを理由に高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合が進み、高校数は今後も減少していく見通しです。地元の高校を奪われた子どもたちは遠距離通学や下宿等による精神的、身体的な負担が、保護者には経済的負担が大きくなるとともに、過疎化により経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど地域の活力をそぐこととなっています。このままでは都市部への一極集中や、地方の切捨てなど地域間格差が増大し、北海道全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、少人数でも運営できる学校形態や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには地域の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要であり、次の事項について要請するため、別紙意見書を太田議員、尾立議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げまして提案の理由といたします。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 道教委「これからの中高生づくりに関する指針（改定版）」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第5号

○議 長 日程第5、意見書案第5号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、尾立さん。

○4番尾立議員 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

北海道は我が国最大の供給力を有する農林水産業や質の高い観光資源など多くのポテンシャルを有しております、これらの独自性や優位性を生かしながら持続可能な北海道の実現を目指しています。しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は自然災害に伴う交通障害や幹線道路等における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えています。これらの課題を解消し、人流、物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも高規格道路から市町村道に至る道路網の整備とともに安定した除排雪体制の確保など冬期間の安全、安心の確保が必要です。

よって、国においては高規格道路をはじめとする道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組を一層推進するよう強く要望するため、別紙意見書を太田議員、安村議員、斎藤議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで討論を終わります。

これから意見書案第5号 國土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 村政に関する一般質問

○議長 日程第6、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき、ヒグマから住民を守るための対策等について村長に質問をしたいと思います。

今回の一般質問につきましては8月28日に通告書を提出しましたが、その後9月4日と13日に十勝毎日新聞社において本村のヒグマ対策について大きく取り上げられまして、村民の方々も村の危機管理に関わる取り組み方について理解を深めたのかなというふうに思っております。

さて、全国的に熊の出没による人的な被害や農作物への被害が報道されている中、北海道でも連日のようにヒグマによる深刻な事案が立て続けに発生しており、特に福島町では新聞配達中の男性がヒグマに襲われ死亡するという痛ましい事故も起こってしまいました。日常生活の中で発生したこの悲劇は他人ごとでは済まされず、本村においても頻繁に熊の出没情報が防災無線等で放送されている中、村民の命をヒグマから守るために住民に浸透した慎重な対策が必要であると考えます。ヒグマから住民を守るための体制づくり、情報提供の在り方、そして今後の安全対策等について以下の内容について村長のお考えをお伺いいたします。

1、村内におけるヒグマの目撃状況と捕獲状況及び農作物への被害状況について直近5年間の現状はどのようにになっているのか。また、徒歩で登下校中等の子どもたちをヒグマ被害から守るための対策について。

2、更別村獣友会における会員数の推移や会員の高齢化、過年度と比べた出役回数の状況及び他町村と比較した報酬額はどのようにになっているのか。また、出役する場合の村との連携方法や後継者育成のための支援策並びに駆除後の鳥獣処理に対する支援体制について。

3、村民に対する情報発信については防災無線等によりスピード感を持って行っているが、デジタル化を進める本村において目撃情報と同時に熊の位置が確認できるグーグルマップ等を利用した瞬時の地図情報の提供がより有効であると考えるが、対応する考えはいか。

以上3項目についてご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 西山村長。

○村長 萩原議員さんのヒグマから住民を守るための対策等についてのご質問にお答えをいたします。

ヒグマにつきましては、十勝管内においても毎日のように新聞紙面に出没情報が掲載される状況であります。本村においても目撃や農作物への食害などの痕跡が出没情報が寄せられているところであります。村では令和2年から更別村鳥獣被害対策実施隊設置条例に基づく鳥獣被害対策実施隊を組織し、被害防止計画に定める対象鳥獣の捕獲とその他鳥獣被害対策を取り進めています。対象鳥獣の増加等に伴い、捕獲頭数等対応件数も増加の一途をたどっているところが現実であります。

まず、ご質問の1点目ですが、ヒグマの目撃情報は、令和2年度は3件、令和3年度は9件、令和4年度は18件、令和5年度は37件、令和6年度は26件、令和7年度は現在時点10件となっております。捕獲状況につきましては、令和2年度はゼロ、令和3年度は3頭、令和4年度は4頭、令和5年度は2頭、令和6年度は6頭、令和7年度は現時点で8頭となっております。農作物等への被害の状況につきましては、ヒグマの被害として集計している部分につきましては令和2年度は0.7ヘクタール、18万4,000円、令和3年度は5.21ヘクタール、239万6,000円、令和4年度は3.4ヘクタール、175万5,000円、令和5年度は3.61ヘクタール、193万5,000円、令和6年度は2.48ヘクタール、200万6,000円となっております。ただし、この数値は農業者の申告による数値となっております。

また、学校、児童生徒への対応は、目撃情報の一報が入った際には直ちに実施隊による現場確認を行うとともに、周辺住民への情報提供、警察への情報提供を行うとともに、学校、児童生徒に対しては教育委員会を通じ各学校に情報提供を行い、注意喚起をしております。あわせて、保護者に対しても学校情報配信システムのメール配信により情報伝達がなされるようになっております。

続きまして、質問の2点目ですが、獣友会の会員数ですが、令和3年度からの数値になりますが、令和3年度は8人、令和4年度は9人、令和5年度は9人、令和6年度は12人、令和7年度は10人となっております。現在の平均年齢は44.4歳となっておりまして、従来より若返りしているものと考えております。出役回数につきましては、令和4年度、11回、11人、令和5年度は同じく11回、11人、令和6年度は12回、12人、令和7年度は現時点で6回、13人となっているところであります。報酬額につきましては、令和7年度から額の見直しを行っており、他町村と比較して中間より上位の位置づけとなっております。出役の際の村との連携につきましては、グループラインによる情報共有、

出役依頼を行い、現地での打合せの後、必要な対策を行うようにしております。また、後継者育成のための支援としては、狩猟免許取得、用具等の際に上限を20万円として助成を行っております。

駆除後の鳥獣処理につきましては、ヒグマについては自家処理を基本としております。処理後、廃棄工場へ持ち込み、またはこれがかなわない場合については埋設となっております。処理に係る費用については特に支援は行っていないところであります。

質問の3点目につきまして、グーグルマップ等を利用した瞬時の地図情報の提供が有効と考えられるということではありますけれども、地図の情報は分かりやすいという議員ご指摘の点もあることから、瞬時ではありませんけれども、定期的にヒグマの目撃、痕跡情報の位置を地図上で分かるようホームページに掲載しております。ただ、近年SNSの普及により、自治体の目撃情報が出ると、それを基にヒグマの搜索状況の現場から配信を行うというような、そういうやじ馬目的といいますか、現場に近づく方が多くいることが問題となっておりまして、北海道からこれらの行為に対して注意喚起するよう発文、文書が発せられております。

また、目撃されたヒグマのほとんどはその場に居座るのではなく、速いものであれば時速60キロで移動が可能であることから、高速でその場から移動し、実施隊員が現場に到着する頃には違う場所に移っていることがほとんどであります。そのため、地図上で可視化することで現在ヒグマがいる場所であるように伝わり、この場所以外では大丈夫のような誤解を与えてしまうことが想起されるため、あえて瞬時の地図情報の提供を控えてまいりました。現時点におきましては防災行政無線並びにその際に発信されるメール、LINE等による情報発信で出没情報を提供しております。広範囲での注意が必要であることが伝わるよう具体的な地番でなく号線で表現しております。今後も地図情報の活用につきましてはこれらのこと踏まえて誤解を招かないように、住民の安全を第一に考え、適切なタイミングで情報提供してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。ヒグマの生息数については、北海道ヒグマ管理計画第2期、北海道2022によりますと、1990年の春熊駆除廃止後の、その後の30年ほどで個体数は約2.2倍に増加して、2020年度には北海道全体で1万1,700頭のヒグマが生息しているとされております。本村における捕獲の実績においても先ほど説明いただきましたけれども、5年ほど前の平成30年と令和2年は年度別捕獲数はゼロということでありました。その後昨年度は6頭、今年度は既に8頭ということで確実にその生息数は増えていると推測されるところであります。

そして、昨年は更別中央中学校付近にヒグマが出没して関係者の皆様の素早い対応をいただきましたが、ヒグマの出没場所がこれまでとは違って市街地周辺にも広がってきたことを改めて認識しなければならないのかなと考えております。市街地に出没して人が食べ

るもののかみを知った個体は再び同じ場所に現れます。これが子どもたちの登下校、あるいは村民の皆様の散歩中にそのようなヒグマに出くわしたことを想像すると、もう取り返しのつかない事故につながらないか大きな不安を感じるところであります。

先日北海道知事がヒグマ駆除への抗議電話に対する説明を行って理解を求めるニュースを拝見いたしました。しかしながら、その人方は、その多くは熊とは無縁の道外からの誹謗中傷の電話であって、私たちのように熊と隣り合わせに住んでいる者とは違う環境の人たちであります。そのような電話に時間を取られて業務に支障が出ている自治体もあるとお聞きしますので、村長においては毅然とした態度で対応をお願いしたいと思いますけれども、村長はどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

また、多発する目撃情報に対して村は正確な情報提供をしなければならないと考えております。防災無線や一斉メール、ホームページ等で村は早急な情報提供を行っていますが、それは文字で示された情報であって、住所は確認できてもそこがどこなのか把握できない方も多くいらっしゃると思います。本村は過年度からデジタル化に向けた取組を進めておりまして、その実績を利用して熊の位置情報を瞬時に地図に落とし込み、今現在の状況を一斉メールの中に添付してお知らせすることは重要な取組の一つであると私は考えております。先ほどのご答弁では地図情報の提供は住民に誤解を与えててしまうというふうなお話をされておりましたが、村長は本当にそうお考えでしょうか。生き物である動物は常に行動し、目撲箇所に居座らないことは説明しなくとも分かることであります。道内では既に地図に示された目撃情報を発信している自治体も多くありますので、ぜひ村民の命を守るために新たな取組として検討していただきたいと思いますが、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

さらに、本村では更別村鳥獣被害防止計画を令和5年度に作成いたしまして、基本方針、あるいは関係機関等の役割等を取りまとめて計画に基づいた取組を進めております。そこでは緊急時の連絡体制についても掲載されておりますが、子どもたちの安全を守るべき教育委員会の名前が見当たりません。先ほどは緊急時にはしっかりと教育委員会にも情報を提供し、子どもたちの安全を確保しているというような説明をお聞きしましたけれども、更別村鳥獣被害防止計画として策定されている以上は教育委員会、あるいは子育て応援課を含めて子どもの安全確保に向けた計画にすることが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。あわせて、私たち村民のヒグマ対策に対する心がけとしては、一度ごみを食べたヒグマは人間の食べ物に執着し、市街地に出没したり人間に付きまとうなどの行動を取るおそれがあること、山中などのヒグマの生息域に入られた際は絶対にごみを放置せず、必ず持ち帰ることなどの決まりを守らなければならないと考えております。また、ふだんの生活においてもごみを家の外に放置しない、そしてごみを出す時間を守るなどの心がけをするようさらなる事故防止の啓発をお願いするなどの対策をしなければなりませんが、村民への呼びかけの在り方について再度村長のお考えをお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 西山村長。

○村長 ただいま荻原議員さんの多岐にわたる質問ありましたけれども、これについて1つずつお答えしたいと思います。

1つは、特徴ですけれども、頭数が増えてきているのは当然ですけれども、本当に危惧しております。毎朝、あるいは出没すると産業課の職員が一斉にいなくなります。それが合図ではないですけれども、出動したということで、村内にもハンターも、役場にもいますので、そういう形で出役する回数も増えているのではないかなというようなことを思っています。特徴的なことは、村民の方もおっしゃっていますけれども、高規格道路で、山から侵入してくるわけですけれども、大抵の場合は。今まででは高規格道路で止まっていたと。ところが、近年は高規格道路を越えてくるという状況が新たに発生しているという状況であります。

昨年中学校のグラウンドの向かいにある林帯、保安林ですか、の中で発見をされました。通報があつて、直ちに警察署、派出所、木下さんはそのときはおりませんでしたけれども、忠類さんから応援を呼んで、それぞれの獣友会の方たちも来て、私も実際に行きました。その一部新聞、テレビで報道されましたけれども、ちょうど参観日だったということもあって校長にも連絡を取って、不測の事態に備えて人員の配置と、そして職員中入って追い出しにかかりましたので、そして外側にはハンターが待ち受けているというような状況がありました。1回目については、これは発見できなかつたということですけれども、それから時間がたつて捕獲をしたということありました。だから、私も本当にびっくりしましたけれども、市街地、高規格越えて畠にというのだったらまだあれですけれども、ただ農家の方の家も近くにありましたし、今年はかなり農家の方のところに箱わなも用意していますけれども、そのような形で出てくるというような状況でありますので、そこは絶対油断してはいけないなというようなこと思っていますので、特に市街地等に十分注意をしなければいけないと。

緊急銃猟訓練もそうだったのですけれども、市街地で今回警察官の指示でなくても市町村長ができるというような状況も新たにありましたので、実際にやってみるとこれはとても大変なことだったのですけれども、一部報道されておりますけれども、そういう場合について、荻原議員の言うとおり、やっぱり命守らなければいけないので、子どもたちの。やっぱりそういうふうな、生活圏に現れたときにはそういう形で考えていかなければいけないのかなというようなことを考えています。

鳥獣被害防止計画の中で教育委員会というふうにきっちり明記はしていないと思うのですけれども、ほかのいろんな要綱とか実施条例等については教育委員会のほうも持っていますけれども、かなり法令等、5つくらい村でも整備をしております。通報の体制、連絡パターンということを、住民から通話があつて更別村にきました。出動命令、防災無線、電話連絡、このときに教育委員会にも行っていると思います。また、住民から直接警察に連絡が行った場合についても出動命令、その他従って、村に警察から連絡が来ますので、

そこから直ちに動くということあります。

苦情とか、今のところは産業課等々、あるいは総務課等々にはそういうような形は来ていないということだったのですけれども、ゾーンの計画を新しくつくって、ゾーン計画をつくったのですけれども、その部分については本当に目的は何なのかといったら、やっぱりすみ分けなのです。明確に村は示してありますので、ただやみくもに熊を捕獲することではなくて、完全に生息していますよという地域と緩衝帯がありますよと、防除というのですか、しなければいけない地域もありますよと。生息地域については、これは銃を使ったりということではなくて、これはやっぱり熊の領域ですから、そこには行く必要がないわけというのですか、ありますので、そのような形ですみ分けをする。ただ、このピンクでありますように排除地域、上更別市街地と更別市街地ですけれども、農家のところも一部危険がある場合は入ってくると思うのですけれども、そういう形で分けて、ゾーンというのは管理というのは人と野生動物とすみ分ける手法の一つであると。北海道が令和6年に出した北海道ヒグマ管理計画の第2期計画ではそのゾーニング管理を推進するということで、その都度その地域的な部分もエリアも見て、これは生命に危険を及ぼすとか、そういうような事例が認められるということになればそこは早急に対応すると。ただ、もともと生息している地域には、ここまでわざわざ踏み込んでということについては、これはやっぱりすみ分けをする必要があるのではないかというようなことがあります。今のところそういった点で理解を広めて、今のところ苦情は来ておりませんけれども、対応をしていきたというふうに思っています。

地図情報なのですが、デジタルをして3Dマップ今立体で映るようになっていますね、ひやくワクのところから。去年は実証ということで熊の出没、あるいは移動を3Dマップ、立体で出るのですけれども、それをやってみたのですけれども、今のところその更新が、更新というか、ということで今ちょっと検討中でありますので、いろんな、道から文書が発せられたという話ありましたけれども、そこを何か面白がってということではないと思うのですけれども、わざわざそこの現場に来て、そしてそこから発信してというような形を、これは報道機関であるならば許されると思いますけれども、そうではなくて違う目的のためにそうされるということもありましたので、ただ正確な場所、あるいは正確な号線、今どちら方面に、通報するときにもどこどこで目撃、どちら方面に向かったというような細かい防災無線も流すようにはしておりますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。今のところ地図の瞬時のについてはちょっと検討させていただきたいなどいうようなことを思っています。

子どもです。これ一番肝腎なので、今教育委員会いますけれども、ラインとか直ちに、学校にもそうですし、学校の危機管理体系もさることながら、やっぱり保護者に対しててもそういうものはしなければいけないというようなことで、例えばスクールバスを待っていたとき、あるいは徒歩で帰ってきたときにそういう遭遇する場面も、近くにいる場面もあるわけですから、そこは保護者に対してしっかりライン等々で説明をしていかなければい

けないなというふうなことを思っています。

あと、市街地のごみとかいろんな部分ありますけれども、これ、ちゃんと条例とか規則でそういうものを出さないようにするというようなことで明記してありますので、本当に荻原議員が言ったように、一回そういう味を覚えてしまうとまた来ますので、畠もどこが今実ってきてどこがおいしいのかということもかなり分かっているというようなことも聞いていますので、そういうところは注意喚起をしなければいけないということで、広報でも春に4月号、それと8月号、秋の収穫の前です。お知らせしています。春には春熊ということであるのですけれども、4月1日から5月31日は春のヒグマ注意特別月間ですと、食べ物やごみは持ち帰る、一人で野山に入らない、音を出しながら歩く、事前に出没情報を確認する、薄暗いときは行動しない、ふんや足跡を見たら引き返すというようなこと、そして8月にはより詳しくヒグマ被害の防止対策ということで、やっぱりごみとか周辺環境の整備をお願いします。山菜取りとか、会わないとためにきめ細かくかなり書いてありますし、実際の写真を掲載して、このようなものを目撃した場合については直ちに村役場等々、あるいはその場から離れていくことが大事ですので、背中を見せないようにとか、子熊だけだったら大丈夫だと思わないようにしてくれというようなこととか、広報で注意喚起をしているということで、村民への周知も今後徹底していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。種々注意喚起に関わる取組については説明いただきましたので、村民の皆様がその辺の危機感が薄れないように、常にその辺の注意喚起はしていただきたいなというふうに思っております。

あと、検討するべきところは検討したいという話でしたので、地図情報についても再度もう一回検討していただければなというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

そして、最後に更別村猟友会について改めて質問をさせていただきたいと思います。昨年道内のある猟友会が熊の出没時に対応しないと自治体に伝えたということがニュースになりました。理由は、要するに会に示された報酬が安過ぎないか、そしてこの報酬を見ても町の姿勢が分かると。山の中は彼らの縄張、その中で極端な詫命のやり取りをしているのだということあります。そういうことが理由で自治体要請の駆除には出席しなかったということあります。言うまでもなく、ヒグマから住民の命を守っていただく最前線にいる方は猟友会の皆様であります。それぞれが自分の仕事を持ちながら、出動の要請を受ければすぐに対応していただいていることに私たちは感謝しなければならないというふうに思っております。

ヒグマへの発砲は非常に危険な業務であります。茂みから突然現れるかもしれない熊を追跡して駆除する業務は命がけと言っても過言ではありません。そして、その恩恵を受けている私たちは相応の負担をするべきだというふうに考えます。頂いた令和5年度の資料

を基に十勝管内市町村の報酬等を確認いたしましたけれども、最高が7万円、最低がゼロ円と、平均が2万8,171円でありました。本村については今年度から、先ほども説明ありましたけれども、今年度から額の改定を行いまして、捕獲報償金が4万円、出動が1万5,000円ということあります。また、この額を超える市町村は2町だけがありましたけれども、ただこの比較は令和5年度のものであって、今回の出動拒否の問題を受けて多くの市町村が額の見直しを図っていることも考えられますので、今現在の他市町村の状況を踏まえて、大きな内容変更があるようであれば更別村獣友会と改めて協議を行って対応していただきたいと思いますけれども、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、獣友会の会員についても現在12名の方が在籍して、平均年齢も44.4歳ということで若い方々に多く入会していただいており、感謝の気持ちに堪えません。令和5年度に作成された更別村鳥獣被害防止計画における課題点としてベテランハンターの減少に伴い、後継者の育成が急務というふうに示されておりましたが、関係機関のご努力によりましてこの問題は解決したものと確認することができます。しかしながら、この状況を維持していくためには継続したハンター養成等の支援や更別村獣友会との連携が必要とも考えられます。今後の更別村獣友会との関わりについて、改めて村長のお考えあればご答弁いただきたいと思います。

最後に、捕獲した鳥獣の処理については更別村鳥獣被害防止計画において原則捕獲従事者による持ち帰っての自家処理、やむを得ない場合については適切な方法により埋設処理とするというふうに書かれております。つまり最終的な処理方法についてはハンターに任せていますが、自家処理についても施設を整備するには費用が発生します。有害鳥獣捕獲従事者育成事業助成金交付要綱では狩猟免許及び銃所持許可の取得並びに用具整備をする経費については助成金を交付していますが、自家処理に対する経費は含まれておりません。捕獲された鳥獣の処分方法については、例えば食肉にされたり、ペットフードに加工されたり、様々な方法がありますが、ハンターの方々も捕獲した鳥獣が有効活用できるよう様々な努力をされております。私の知り合いのハンターの方にお会いしたときにも自宅に簡易な処理施設を自費で整備して、家族の協力を得ながら処理しているとお話をお聞きしました。ここに係る経費についても村は内容に応じた支援を行う必要があると思われますけれども、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長　西山村長。

○村長　1つは報酬等についてですけれども、これにつきましては荻原議員さんおっしゃったように、日当、出動した場合、これは4万83円、うち国費が2万5,083円、市町村費は1万5,000円というふうになっています。頭数払い、1頭捕獲した場合、これは6万3,434円、これもうち国費が2万3,000円、村では4万なのですけれども、それに上乗せをする形で、やっぱり最初におっしゃったように、住民の方もあれですけれども、命の大変ですけれども、逆にハンターの人たちの、そんな命の危険を顧みないで行っているとい

うことですから、これはお聞きしますとやっぱり、怖くないですかと言ったら、いや、そんなことないよって、急に帰ってくるときもあるし、横通って逃げていくときもあると。足跡見て、あんまり大きかったらこれは相当警戒しなければいけないというようなこととか、複数で待ち構えています。だから、そういう点ではハンターさんの出役を見合った今日当と、捕れなくても日当お支払いするということと頭数のこともお話ししました。全体の中では中間より上ということになっています。これ一覧表があって、全て、市町村全部書いてあるわけですけれども、協議会とハンターさんの中で会議の中でもお話をしていますので、報酬等、村としては上げましたけれども、これについてもっと、今ほかの町村も検討しておりますので、これについて不足の部分、あるいはもうちょっと検討しなければいけないのではないかという部分があれば随時協議をしていきたいというふうに思いますし、何より獣友会の方の意見をきちんと吸い上げて決めていきたいなというようなことを思っています。

あと、育成です。12人ということなのですけれども、ただお聞きしますと散弾銃からライフルにいく、あるいは箱わなからというようなことで、実際にはライフルを使わないと仕留められないというのですか、捕獲できないということで、それもかなりの技術が必要ということらしいのです。スコープ見ても、本当にベテランになればかなり遠くからでも捕獲できるのですけれども、なかなかそういうわけにもいかないというようなこととか、この間ゾーンの見たときに、訓練したときに弾道の計算というのをするのです。コンクリートに向かって撃つなど、上から草むらに向かって熊を通して弾が貫通して、あるいはバックヤード、畠とか人家に行かないような場所に向かって撃てと。建物に向かっては撃つなとかという、そういう規制があったり、チェック項目があって、それを全部クリアしないと町村長、もちろん警察もそうですけれども、許可与えないと。もちろん対面で、すぐ近くにいれば、これ撃ち損じたときにも逆にハンターの命に関わることになりますから、その辺も含めてしっかり考えていかなければいけないなというふうに思います。ハーフライフルとかいろんな部分はありますけれども、報酬あるいは育成、ベテランにというのですか、そういうような形で、研修の機会とかもあると思うのですけれども、そういうこともしっかりしていかなければいけないなというようなことを思っています。

あと、用具等ですけれども、助成金交付要綱もありまして、銃を購入したときには上限20万円とか、私も見てびっくりしたのですけれども、弾丸とか、あるいは獣銃そのまま出たら困るので、ガンロッカーとか装弾ロッカー等に対しても用具全体で14万円を上限に支出をするというようなことで、箱わなについてもそうですけれども、購入での助成もしっかりやっているということあります。

ただ、処理なのです。本当にやむを得ない場合はそういうところに、処理できるところに運んでというようなこともあって、ただジビエの関係とか、いろんな活用ができるからということで村としてもそういう施設を造ったらどうなのかというような話は前々からありましたし、そういうお話もハンターさんから聞いておりますけれども、ただ加工場の設

置につきましては、南十勝はジビエ加工業者、中札内村に十勝エゾ鹿工房、道内20か所にもありますけれども、食品衛生法に基づいて許可が必要なのです。それで、捕獲許可200頭では実は採算が取れないというようなことで、本当にこの辺も含めて処理するのに遠くまで持っていくかなければいけないとかというようなこともったり、自家処理って名前はあれかもしれないですけれども、ハンターさんにお任せしなければいけない部分もあってというようなことで、先ほど言っておられましたように、もし駄目だった場合には埋設というようなことで、そのハンターさんの方々とかご家庭にも迷惑をかけるというようなこともありますのかなというふうに思っています。今ミーティングに関しても年1回最初に実施隊との打合せ会議をしますけれども、今のところ村としては実施隊の設置条例、交付金要綱、防止、先ほどの計画です、それと捕獲計画、そして新たにヒグマゾーニング計画をつくりましたので、これらのことを見事に即対応できるように条例等、規則等も変えながら、そして何よりも獣友会の方々と連携を取り、そして住民の皆様の生命、財産、そういうものをしっかりと、子どもたちの命を守っていくという点、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。ヒグマ対策についてはうちの村だけではなくて近隣町村とも連携取らなくてはいけないというところがありますので、今後も関係機関との連携を深めて対応のほうをよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で私からの一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第7 議員の派遣の件

○議長 日程第7、議員の派遣の件を議題といたします。

議員の派遣の件につきましては、お手元に配布しましたとおり、第37回札幌さらべつ会に荻原議員と私、織田を、十勝町村議會議長会議員研修会に全議員を、2村議會議員交流会に全議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布しましたとおり、第37回札幌さらべつ会に荻原議員と私、織田を、十勝町村議會議長会議員研修会に全議員を、2村議會議員交流会に全議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程第8 閉会中の所管事務調査の件

○議長 日程第8、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会並びに産業文教常任委員会から認定こども園と幼稚園の今後の在り方について、議会運営委員会から

議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長 これにて令和7年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午前10時56分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7年 9月17日

更別村議會議長

同 議員

同 議員